

(設置)

第 1 条 この告示は、湖南省教育センター設置条例(平成 17 年湖南省条例第 15 号)第 4 条の規定に基づき、教育の推進と充実を図るため、教育諸般にわたる研究及び調査を行い、あわせて教育関係職員の研修を進めることを目的とし、湖南省教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 湖南省教育研究所

位置 湖南省石部中央一丁目 1 番 1 号

(事業)

第 3 条 教育研究所は、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究・指導に関すること。
- (2) 教育資料の作成・収集、保管、展示及び利用に関すること。
- (3) 教育資料室の経営に関すること。
- (4) 教育関係職員の研修に関すること。
- (5) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(職員)

第 4 条 教育研究所に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 研究員
- (3) その他必要な事務に従事する職員

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、教育研究所の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

